

地区名	松岡町平成		
所在地	吉田郡松岡町平成		
地区計画の 決定状況		決定年月日（最終変更年月日）	面積（ha）
	地区計画（方針）		約3.4ha
	地区整備計画		約3.4ha
	建築条例		
地区の概要	京福電鉄松岡駅より北西約2kmに位置し、東に福井医科大学及び各種専門学校があり、西には北陸自動車道が隣接している低層住宅を中心とした良好な住宅地。		
地区計画の ねらい	福井県住宅供給公社の住宅建設事業により形成された、質の高い個々の住宅と良好な居住環境を将来にわたって保全するため、建築物の用途、形態及び敷地面積その他必要な項目について制限を設けている。		
地区計画決 の動因	福井県住宅供給公社施工の開発行為地区であり基盤整備の効果の維持と、より高い水準の住宅地の形成を図る。		
		従前	従後
	用途地域 建ぺい率 容積率	住居地域 (60/200)	第1種低層住居専用地域 (A地区) (60/100)
			第1種住居地域 (B地区) (60/200)
その他	敷地の最低限度、建築物の用途の制限、建築物の高さの最高限度、壁面の位置の制限		
都市計画の 運用状況	届出		
	勧告		
その他特記 事項			

1 地区計画の方針

区域の整備・開発および保全に関する方針	名称	平成地区計画
	位置	松岡町平成
	面積	約3.4ha
	地区計画の目標	<p>本地区は、福井県住宅供給公社により開発された良好な住宅地であり、松岡町市街地から北西約2kmに位置するあらたな市街地である。</p> <p>当地区計画の目標は、開発による基盤整備の効果がその後の無秩序な建築行為等によって損なわれないように、市街地形成の規制・誘導を行うことにより、さらに水準の高い住環境の形成を図り、良好な市街地を実現することを目標とする。</p>
	土地利用の整備方針	<p>地区を2区分し、それぞれの方針により土地利用を誘導する。</p> <p>(A地区) 1戸建専用住宅を主体とした低層住宅等の立地を図る。</p> <p>(B地区) 生活利便施設を兼ね備えた店舗併用中層住宅や中層専用住宅等を配置し、一体感のある土地利用を図る。</p>
地区施設の整備の方針	<p>地区内の区画道路および公園等の地区施設の維持・増進を図る。</p>	
建築物に関する事項	<p>建築物の用途、敷地の最低限度、高さの限度、壁面の位置等の適正な制限を設けることにより、道路と建築物の一体的なゆとりある空間を確保する。</p> <p>(A地区) 一戸建専用住宅を主体とした良好な居住環境の形成を図るため、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限及び高さの制限について定める。</p> <p>(B地区) 店舗併用中層住宅及び中層専用住宅を主体とし、周辺住宅地の居住環境に配慮するとともに沿道景観の形成のため、建築物の用途の制限、建築物の高さの最高限度について定める。</p>	

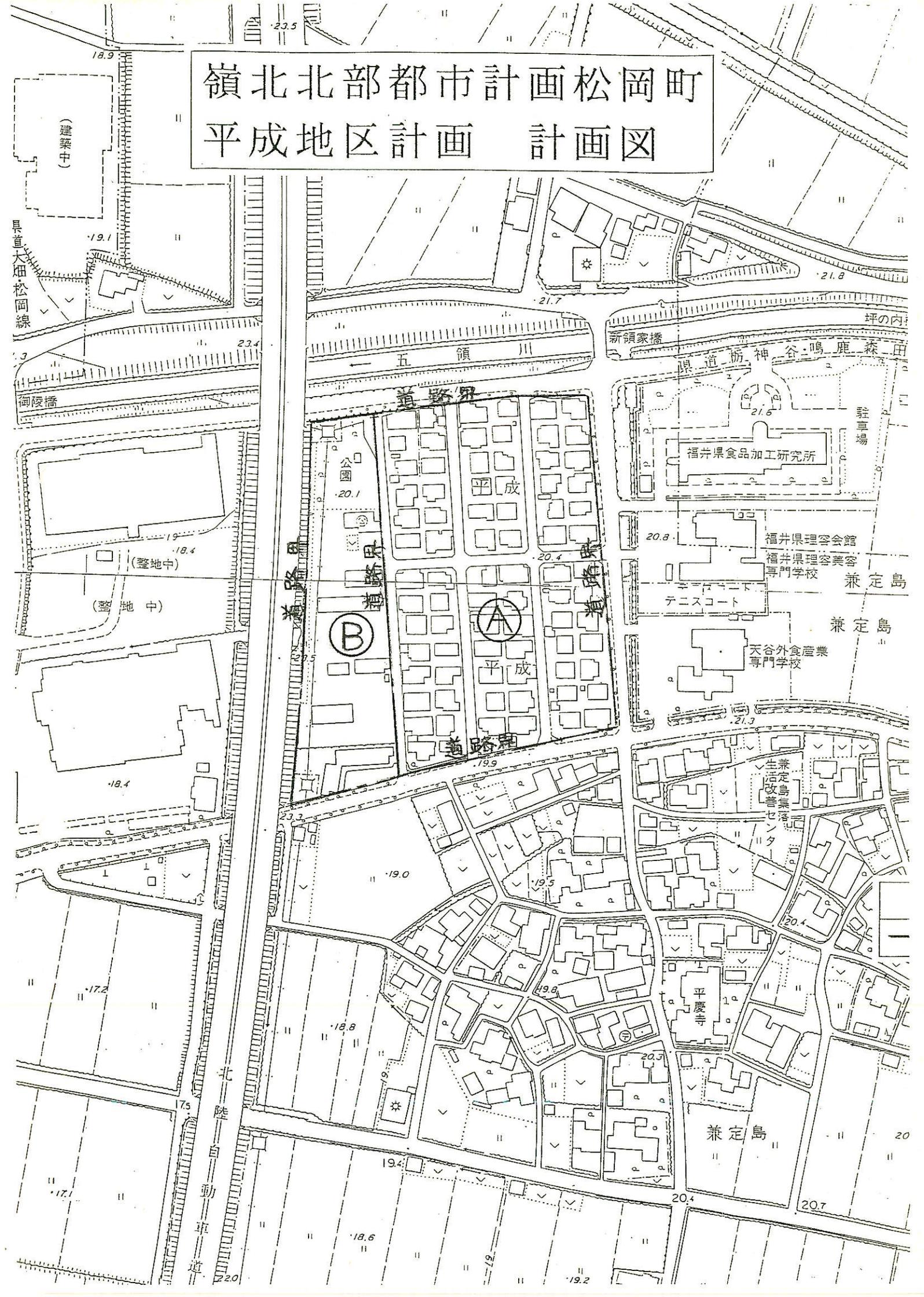
2 地区整備計画

建 築 物 に 関 連 す る 事 項	地区の 区分の名称	A 地区	B 地区
	細分化 区分の面積	約 2.4 ha	約 1.0 ha
	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外は建築してはならない。 ① 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下法という。）別表第二（い）項に掲げる建築物。 ただし、共同住宅、集合住宅、寄宿舎又は下宿は除く。	次に掲げる建築物以外は建築してはならない。 ① 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下法という。）別表第二（は）項に掲げる建築物。
	建築物の敷地面積の最低限度	200㎡	-----
	建築物等の高さの最高限度	10m	13m
	壁面の位置の制限	外壁の後退距離1.5m (30㎡以内の車庫は除く)	-----
備考			

「区域は別紙図表示のとおり」

理由：新たに開発された良好な住宅地の住環境の維持・増進を図るため。

嶺北北部都市計画松岡町 平成地区計画 計画図



県道大畑松岡線

(建築中)

御陵橋

(築地中)

(築地中)

(B)

(A)

福井県食品加工研究所

福井県理容会館
福井県理容美容
専門学校

テニスコート

天谷外食産業
専門学校

兼定島
生活改善センター

平慶寺

兼定島

20

20.7

20.4

19.2

19

18.6

19.4

18.8

19.8

19.5

19.0

18.4

18.4

19

23.4

19.1

18.9

23.5

21.7

21.8

坪の内

新領家橋

道筋 神谷 鳴鹿 森 田

道路界

道路界

75

陸

自動車道

20